

ご検討にあたってご確認ください

必ずお読みください。

✓ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✓ ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意、ご確認ください事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

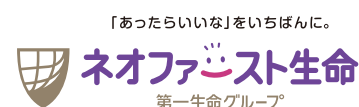
なお、「ご契約のしおり・約款」はネオファースト生命Webサイト内(<http://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>)にて、ご確認くださいませ。お申付けいただければ冊子を事前にお送りいたします。

✓ 通信販売における注意事項

主契約の1回の入院支払限度120日型、治療保障特約(引受基準緩和型)、抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)、通院特約の通院一時給付金の取り扱いはありません。パンフレット掲載のプラン以外(主契約または特約の給付金額、保険料払込期間など)の保障をご希望の場合は、募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。



InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを“InsTech”(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。



本資料は2018年2月時点の商品パンフレットです。

[募集代理店]

募集代理店は同封の送付状をご覧ください。

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

<Webサイト>

<http://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

0120-312-201

[受付時間] 9:00~19:00(土曜日は17:00まで) 日・祝日を除く

N2061-01 (登)B17N1190(2017.12.15)② 営業本部 '17年12月作成

1 商品パンフレット

通信販売用

「あったらいいな」をいちばんに。



ネオファースト生命

第一生命グループ

ネオdeいりょう

健康プロモート

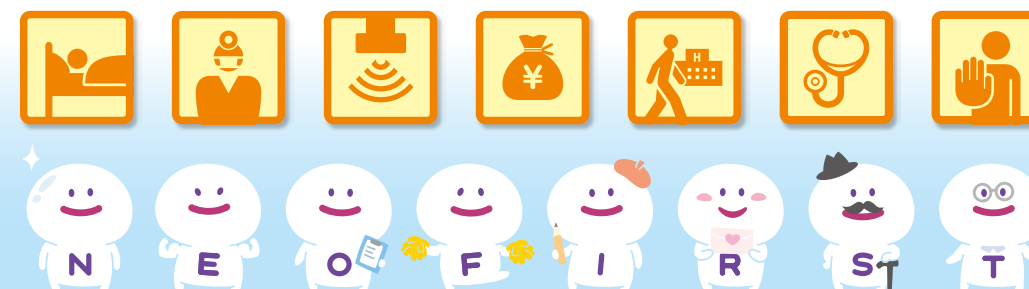
<無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)>

健康状態に不安をかかえていても入りやすい!!
しばらく健康を維持したら
保険料が割り引きになる医療保険

◆ご案内の保険について◆

この保険(主契約)は、主に〈病気・ケガに備える保障〉をご希望されるお客さまにおすすめする商品です。
お客さまのご意向が異なる場合や、ご不明な点がある場合は募集代理店またはネオファースト生命までご連絡ください。

万への備え (死亡保障)	病気・ケガへの備え (医療保障)	三大疾病への備え	保険料ご負担の サポート	将来の資金準備 (年金・一時金)
—	○	—	○	—



医療保険

契約年齢
20歳~80歳

2018年2月版

ネオdeいりょう

健康プロモート

は

持病・既往症があり
健康状態に不安のある方を
応援する医療保険です！



健康状態に
不安のある方も
入りやすい

告知項目は右の項目だけです！

持病のある方や入院・手術の経験がある方など、
健康状態に不安のある方でもご加入しやすくなっています。

持病のある方



現在、薬を
服用されている方



大きな病気を
過去にされた方



健康割引特則

所定の要件を満たした場合、
保険料が割り引きになります！

契約日から5年間、疾病入院給付金・災害入院給付金の
支払われる入院日数が通算してそれぞれ5日未満の場合、
「健康割引特則」が適用され、以後の保険料が割り引きになります。

☑ 詳細についてはP.5～P.6をご確認ください。

まずこちらの「告知項目」をチェック☑してください。

1

過去5年以内 にかん(上皮内新生物を除く)・肝疾患・
精神疾患・腎疾患で入院(人間ドックは除く)をしたこと、または
手術(レーザー・内視鏡・カテーテルによるものを含む)を受けた
ことがありますか。

「がん」に 含まれるもの(例示)	癌/肉腫/リンパ腫/白血病/多発性骨髄腫/骨髄異形成症候群/ 真性赤血球増加症(多血症)/本態性(出血性)血小板血症/カルチノイド など
「肝疾患」に 含まれるもの(例示)	肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)/肝硬変/肝機能障害/肝しゅよう/ 肝のう胞 など
「精神疾患」に 含まれるもの(例示)	うつ病/そううつ病/双極性障害/神経症/統合失調症/ 自律神経失調症 など
「腎疾患」に 含まれるもの(例示)	腎炎/腎症/腎不全/腎機能障害/腎しゅよう/腎のう胞/のう胞腎/ 腎結石/腎盂結石 など

check!

☑
いいえ

☑
はい

2

最近3か月以内 に医師の診察または検査により
入院(人間ドックは除く)または手術(レーザー・内視鏡・カテーテル
によるものを含む)をすすめられたことがありますか。
(すでに入院をした、または手術を受けた場合は「いいえ」になります)。

☑
いいえ

☑
はい

3

過去2年以内 に上記1以外の病気やケガで
入院(人間ドックは除く)をしたこと、または手術(レーザー・内視鏡・
カテーテルによるものを含む)を受けたことがありますか。
※告知項目3が「はい」に該当した場合でも、その内容によってはお引き受けできる場合があります。

☑
いいえ

☑
はい

▼がん診断特約(引受基準緩和型)にお申し込みの方は下記の項目についても告知ください。

4

過去5年以内 に上皮内新生物で
入院(人間ドックは除く)をしたこと、または手術(レーザー・内視鏡・
カテーテルによるものを含む)を受けたことがありますか。

「上皮内新生物」に 含まれるもの(例示)	子宮頸部・陰部・外陰部の高度異形成/上皮内がん/非浸潤がん/ 子宮頸がん0期/大腸の粘膜内がん/ポリープ/CIN3/VIN3/VAIN3 など
-------------------------	--

☑
いいえ

☑
はい

- 告知項目1～3がすべて「いいえ」に該当した場合、お申し込みいただけます。
- 告知項目3が「はい」に該当した場合でも、その内容によってはお引き受けできる場合があります。
- がん診断特約(引受基準緩和型)については、
告知項目4が「いいえ」に該当した場合、お申し込みいただけます。
※健康状態のほか、職業、ネオファースト生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないことがあります。

必ずお読み
ください。

- 本商品は健康状態に不安などをかかえている方もご加入しやすいように、告知項目を限定し引受基準を緩和しています。このため、ネオファースト生命の医療保険(無解約返戻金型終身医療保険)および付加できる特約にくらべて保険料が割り増しされています。
- 健康状態について詳細な告知をいただくことで、この保険より安い保険料でネオファースト生命の医療保険(無解約返戻金型終身医療保険)および付加できる特約にご加入いただける場合があります。
- 責任開始期前に発病した疾病を原因とする場合についても、責任開始期以後にその症状が悪化したことなどにより初めて入院などをした場合は給付金のお支払い対象になります。ただし、責任開始期前に医師からその入院などを勧められていた場合はお支払いの対象にはなりません。

ネオdeいりようープラン例

健康プロモート

各保障(主契約・特約・特則)の留意点やお支払いできない場合の詳細については、P.7～P.10「保障の詳細」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」[ご契約のしおり・約款]に記載しております。必ずご確認ください。保障内容の詳細を知りたい場合や掲載のプラン以外(主契約または特約の給付金額など)の保障をご希望の場合は、募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。

 主契 約	疾 病 入 院 給 付 金	病気で 入院したとき	日帰り入院 から保障	入院1日につき 10,000円	入院1日につき 5,000円	入院1日につき 3,000円	終 身	▶ P.7	
	災 害 入 院 給 付 金	ケガで 入院したとき		1回の入院支払限度：60日型					
				[三大疾病支払日数限度無制限特則を適用した場合] がん(上皮内がんを含む)・心疾患・脳血管疾患による入院の場合、 1回の入院、通算ともに主契約の支払日数限度を無制限に保障					

+ お客さまのニーズに合わせ、さまざまな特約を組み合わせられます。

オプション(特約)	 手術保障特約 (引受基準緩和型) 手術給付金	公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療などを受けたとき	入院中 10万円 外来 5万円	入院中 5万円 外来 2.5万円	入院中 3万円 外来 1.5万円	終身	▶ P.7
	 先進医療特約 (引受基準緩和型) 先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額 (通算2,000万円まで)			10年更新	▶ P.8
	 入院一時給付特約 (引受基準緩和型) 入院一時給付金	病気・ケガで入院したとき 日帰り入院から保障	入院1回につき 10万円	入院1回につき 5万円	入院1回につき 3万円	終身	▶ P.8
	 通院特約 (引受基準緩和型) 通院給付金	退院後に通院をしたとき	通院1日につき 10,000円	通院1日につき 5,000円	通院1日につき 3,000円	終身	▶ P.9
	 がん診断特約 (引受基準緩和型) がん診断給付金	<初回> がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき <2回目以降> 直前の支払事由が当日から2年経過後にがん(上皮内がんを含む)による入院を開始したとき	100万円	50万円	30万円	終身	▶ P.9
	 特定疾病保険料払込免除特約 (引受基準緩和型)	所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の事由に該当したとき	以後の保険料の払込みは不要			終身	▶ P.10

! 特約の自動更新

●特約の更新についてはP.12および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」[ご契約のしおり・約款]をご確認ください。

※健康状態・ご職業その他によっては、ご契約を制限させていただく場合があります。なお、入院中の方はいかなる場合もお引き受けできません。

健康割引特則について

以下の要件を満たす場合、「健康割引特則」が適用され、以後の保険料が割り引きになります！

健康割引特則適用要件

契約日から5年後の契約応当日において、前日までに下記のいずれにも該当する場合に適用されます。

疾病入院給付金の支払われる入院の日数が通算して5日未満
(疾病入院給付金の支払われる入院がない場合も含む)

災害入院給付金の支払われる入院の日数が通算して5日未満
(災害入院給付金の支払われる入院がない場合も含む)

※主契約(疾病入院給付金・災害入院給付金)の支払状況にて判定し、主契約以外の給付金(手術給付金など)が支払われた場合でも上記の要件を満たす場合、健康割引特則は適用されます。
※健康割引特則が適用された場合、各特約についても保険料が割り引かれます。
※健康割引特則の適用による割引後の保険料は契約日における年齢および保険料率を基準に計算します。

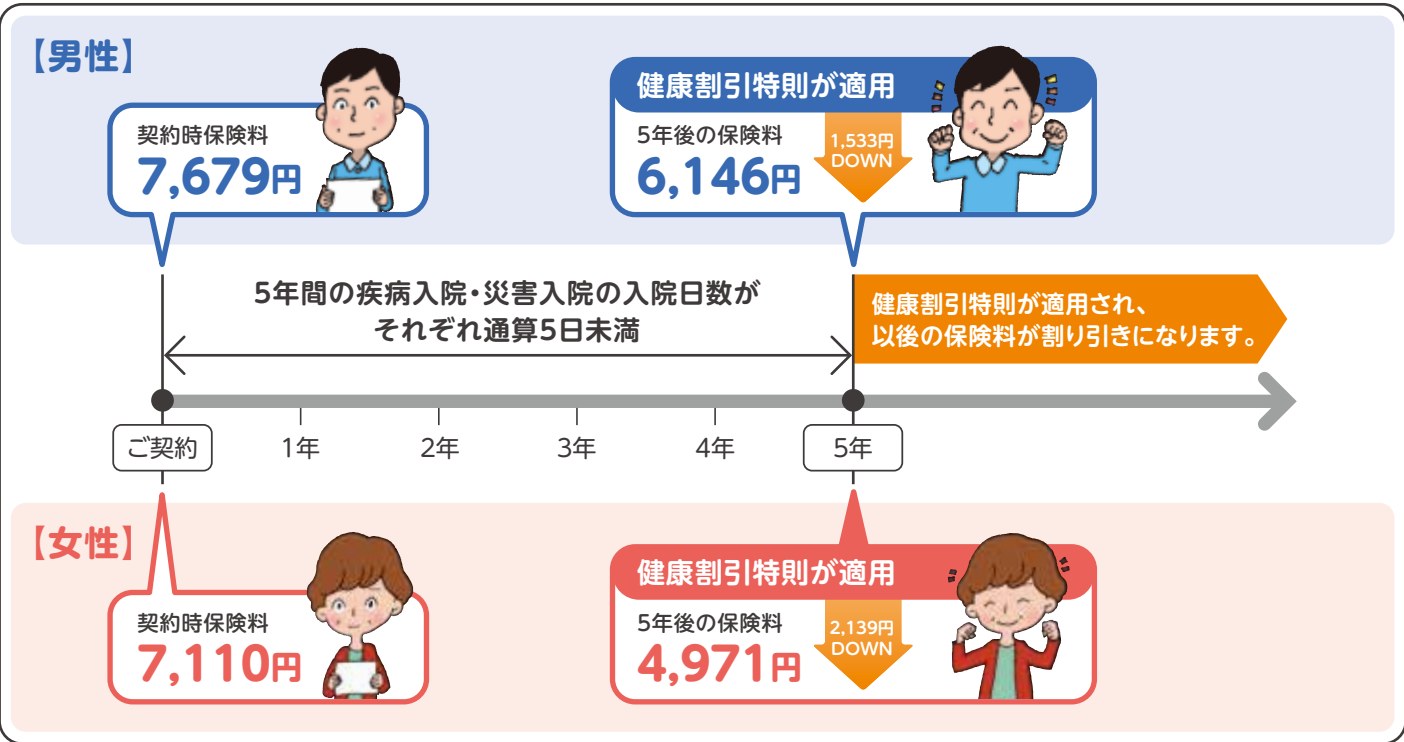
(例)

Aさん	Bさん	Cさん	Dさん
「契約日」から「5年後の契約応当日の前日まで」の期間で・・・			
<疾病入院> がんで4日入院	<疾病入院> なし	<疾病入院> 肺炎で6日入院	<疾病入院> 虫垂炎で4日入院
<災害入院> なし	<災害入院> 骨折で5日入院	<災害入院> 骨折で3日入院	<災害入院> 骨折で4日入院
適用されます	適用されません	適用されません	適用されます

※上記の例はそれぞれ記載以外の入院がない場合の例になります。

健康割引特則の適用事例

- 契約例
- 契約年齢:60歳 ●月払 ●保険料払込期間:終身払 ●主契約:5,000円(60日型)
 - 手術保障特約(引受基準緩和型):基準給付金額2.5万円 ●先進医療特約(引受基準緩和型)付加
 - 入院一時給付特約(引受基準緩和型):5万円 ●三大疾病支払日数限度無制限特則適用なし



健康割引特則適用後の保険料例 ※左記契約例の場合

性別 契約年齢	男 性			女 性		
	契約時保険料 (a)	健康割引特則 適用後保険料 (b)	割引額(a)-(b)	契約時保険料 (c)	健康割引特則 適用後保険料 (d)	割引額(c)-(d)
30歳	4,764円	3,232円	1,532円	4,587円	3,022円	1,565円
40歳	5,381円	3,815円	1,566円	5,062円	3,301円	1,761円
50歳	6,320円	4,771円	1,549円	5,967円	4,038円	1,929円
60歳	7,679円	6,146円	1,533円	7,110円	4,971円	2,139円
70歳	9,663円	8,234円	1,429円	9,219円	6,620円	2,599円
80歳	12,931円	11,326円	1,605円	13,124円	9,321円	3,803円

※健康割引特則の適用の判定は1回限りで、契約日から5年後の契約応当日時点の判定となります。それ以降の5年間で給付金のお支払いがない場合などは特則の適用要件にはなりません。

※健康割引特則適用後に、契約日から5年以内の入院について疾病入院給付金または災害入院給付金の請求が行われたことにより、特則適用の要件に該当しないこととなった場合、この特則の適用はなかったものとして、割り引きのない保険料に改めます。

※保険料が割り引かれるか否かによって、契約内容が変わることはありません。

※先進医療特約(引受基準緩和型)の更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、特約の更新前後で同じ保障内容であったとしても、更新後の保険料は更新前の保険料と異なります。

詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保障の詳細 ➡ 入院・手術などに備える

給付金をお支払いできない場合や特約の更新などのご確認いただきたい事項についてはP.11～P.12および「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



主契約

入院給付金日額
5,000円の場合

5,000円×入院日数

● 病気・ケガによる入院をしたとき、**日帰り入院**から給付金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
疾病入院給付金	病気で入院したとき	入院給付金日額×入院日数	1回の入院:60日 通算:1,095日
災害入院給付金	ケガで入院したとき		1回の入院:60日 通算:1,095日

⚠ 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいいます。支払対象の日帰り入院に該当するかどうかは入院基本料の支払有無などを参考にネオファースト生命が判断します。

〔三大疾病支払日数限度無制限特則を適用した場合〕

がん（上皮内がんを含む）・心疾患・脳血管疾患による入院の場合、1回の入院、通算ともに主契約の支払日数限度を無制限に保障します。



手術保障特約（引受基準緩和型）

基準給付金額
2.5万円の場合

【入院中】5万円・【外来】2.5万円

● 病気・ケガによる**公的医療保険制度対象の手術・放射線治療**などを受けたとき、給付金をお受け取りいただけます。

● **所定の造血幹細胞移植、所定の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術**を受けたとき、給付金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
手術給付金	病気・ケガによる公的医療保険制度対象の手術・放射線治療などを受けたとき	【入院中】基準給付金額×2 【外 来】基準給付金額	通算回数無制限

⚠ ・手術給付金をお受け取りいただけない手術があります。詳細についてはP.11をご確認ください。
・所定の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術は責任開始日からその日を含めて1年経過した日より保障が開始されます。



先進医療特約（引受基準緩和型）

先進医療にかかる技術料と同額

● **所定の先進医療による療養**を受けたとき、給付金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額	通算:2,000万円

支払対象となる先進医療は療養を受けた時点において、

- ①厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
- ②先進医療技術ごとに定められた適応症（対象となる疾病・症状など）に対するものであること
- ③先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであること

のすべてを満たすものに限り、また、医療行為・症状・医療機関などによって給付金をお受け取りいただけないことがあります（先進医療の最新の内容についてはネオファースト生命のWebサイトをご覧ください）。

※先進医療特約（引受基準緩和型）の保険期間は10年更新となります。詳細については「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特定先進医療キャッシュレスサービス

☑ 詳細についてはP.14をご確認ください。



入院一時給付特約（引受基準緩和型）

入院一時給付金額
5万円の場合

1回の入院につき5万円

● 病気・ケガによる入院をしたとき、**日帰り入院**から一時金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
入院一時給付金	主契約の支払対象となる入院をしたとき	入院一時給付金額	通算:50回



所定の要件を満たした場合、**入院開始後**に給付金をお受け取りいただけます。

☑ 詳細についてはP.14をご確認ください。

保障の詳細 ➡ ささまざまな治療に備える

給付金をお支払いできない場合や特約の更新などのご確認いただきたい事項についてはP.11～P.12および「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



通院特約（引受基準緩和型）

通院給付金日額5,000円の場合

5,000円×通院日数

- 主契約の給付金が支払われる入院の退院後に通院をしたとき、給付金をお受け取りいただけます。
- がん(上皮内がんを含む)が原因で、主契約の給付金が支払われる入院をした場合、退院後5年間、支払日数を無制限に保障します。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
通院給付金	①がん(上皮内がんを含む)以外が原因	主契約の給付金が支払われる入院をし、その退院後180日以内に通院をしたとき 通院給付金日額×通院日数	1回の通院対象期間中：30日 通算：1,095日
	②がん(上皮内がんを含む)が原因		1回の通院対象期間中・通算ともに無制限



がん診断特約（引受基準緩和型）

がん診断給付金額50万円の場合

50万円

初回

がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき、給付金をお受け取りいただけます。

2回目以降

直前のがん診断給付金の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後にがん(上皮内がんを含む)の治療を目的として入院を開始したとき、給付金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
がん診断給付金	<初回> がん(上皮内がんを含む)と医師により診断確定されたとき	がん診断給付金額	2年に1回 通算回数 無制限
	<2回目以降> 直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後、がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として入院を開始したとき		

告知の前(主契約の責任開始期の直前の5年間)、または告知の時から本特約の責任開始期の前日(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)までにがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていた場合、給付金をお受け取りいただけません。この場合、本特約は無効になります。



特定疾病保険料払込免除特約（引受基準緩和型）

- 特定疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払込みは不要になります。

所定の事由

がん	責任開始期以後、初めて(責任開始期の直前の5年間を通じて初めて)所定のがん(約款に定める悪性新生物(がん))と医師により診断確定されたとき ただし以下に該当する場合など、払込免除対象とならない場合があります。 ①上皮内がん(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含む)など ②責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されたとき	
急性心筋梗塞	初診日からその日を含めて30日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けられたとき (対象の手術については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください)
脳卒中	初診日からその日を含めて30日以上、言語障害、運動失調などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	または

ご留意事項

保障される疾病について

「三大疾病支払日数限度無制限特約」「がん診断特約(引受基準緩和型)」「特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)」は、支払対象となる疾病、または保険料払込の免除となる疾病が異なります。

	がん	上皮内がん等	心疾患 急性心筋梗塞	脳血管疾患 脳卒中	対象疾患との関係
三大疾病支払日数限度無制限特約	○	○	○	○	支払日数無制限となる疾患
がん診断特約(引受基準緩和型)	○	○	—	—	給付金の支払対象となるがん
特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)	○	×	×	×	保険料払込免除となる疾患

各保障の詳細についてはP.7～P.10「保障の詳細」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

お申し込みにあたって必ずご確認ください事項

無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)(主契約)について

- 給付金は、原因となる傷病や不慮の事故などが責任開始期前に生じている場合は、お支払いの対象にはなりません。ただし、責任開始期前に発病した疾病を原因とする場合でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより入院などの必要がご契約前後を通じて初めて生じた場合は、給付金をお支払いします。
- 責任開始期前に医師からその入院などを勧められていたときなどは、給付金をお支払いできません。
- 契約者配当金はありません。
- 保険料払込期間中に解約されたときは、解約返戻金はありません。**保険料払込期間が有期の場合で、保険料払込期間の満了後に解約されたときは、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります(保険料払込期間の満了日までの保険料が払込まれていることが必要となります)。
※特約には解約返戻金はありません。
- 死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。**
- 保険料払込期間中に被保険者が死亡されたときは、返戻金はありません。保険料払込期間が有期の場合で、保険料払込期間の満了後の保険期間中に被保険者が死亡されたときは、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の返戻金があります(保険料払込期間の満了日までの保険料が払込まれていることが必要となります)。
- 契約者貸付制度の取り扱いはありません。
- ネオファースト生命が保険料を立て替えしご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)の取扱いはありません。
- ご契約が失効した場合、ご契約を復活する取扱いはありません。
- 特約および特則については、中途付加・中途適用の取扱いはありません。**
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故の場合や、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査で入院した場合などはお支払いの対象になりません。

「手術保障特約(引受基準緩和型)」について

- 入院中の手術とは主契約の入院給付金の支払対象となる入院中に受けた手術のことです。
- 放射線治療を複数回受けた場合の手術給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。
- 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術についてその提供者と受容者が同一となる場合はお支払いの対象になりません。
- お支払い対象となる手術などは、以下のとおりです。
 - 病気または傷害の治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為、または「輸血料」の算定対象となる造血幹細胞移植・所定の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術(責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日より保障開始)
- 以下の手術は支払対象外です。**
傷の処理(創傷処理、デブリードマン)／切開術(皮膚、鼓膜)／骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術／抜歯手術／涙点プラグ挿入術／鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術／異物除去(外耳、鼻腔内)

「先進医療特約(引受基準緩和型)」について

- 同一の被保険者において、先進医療給付のあるネオファースト生命の特約に重複して加入することはできません。

「入院一時給付特約(引受基準緩和型)」について

- 入院を2回以上した場合で、主契約の取り扱いにより1回の入院とみなされるときは入院一時給付金のお支払いは1回です。

「通院特約(引受基準緩和型)」について

- 「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所において、医師による治療を入院によらず受けること(往診を含む)をいいます。美容上の処置による通院、治療を主た

る目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院などは、該当しません。

「がん診断特約(引受基準緩和型)」について

- 2回目以降のがん診断給付金のお支払いは、直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年経過した日の翌日以降にがん(上皮内がんを含む)の治療を目的として入院を開始したときに支払対象になります。
- 直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日から、その日を含めて2年経過した日の翌日に、がん(上皮内がんを含む)の治療を目的とした入院を継続しているときは、その日に入院を開始したものとみなし支払対象になります。

「特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)」について

- 主契約の責任開始日から直前の5年間、または主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定された場合、保険料払込免除の対象にはなりません。
- 急性心筋梗塞・脳卒中については、発病しただけでは保険料払込の免除事由に該当しないため、保険料の払込みは免除されません。
- 保険料払込免除後に特約の保険期間満了となった場合、保険料の払込みは免除のまま特約は自動的に更新され継続されます。
- 保険料の払込みが免除された場合でも、保険料払込期間の満了後にご契約が解約されたときまたは被保険者が死亡されたときには、入院給付金日額の10倍と同額の返戻金があります。

特約の自動更新について

- 先進医療特約(引受基準緩和型)**については、特約の保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、特約の保険期間満了日の翌日に自動更新されます。特約の自動更新をご希望にならない場合は、**特約の保険期間満了日の2か月前まで**に、ネオ

ファースト生命までその旨をお申し出ください。

- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間(10年)と同一となります。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が91歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。
- 保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 特約は、更新日時点の規定を適用します。
- 給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 更新日にネオファースト生命がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、更新を取り扱わないか、この特約にかえて、所定の特約により更新とみなして取り扱うことがあります。
- 主契約の保険料払込期間が有期のご契約において、主契約の保険料払込満了後も更新型の特約については、保障を継続される場合、保険料の払込みが必要です。

ご契約後のサービス

ネオファースト生命は、お客さまの健康の維持・増進を支援する商品・サービスを提供してまいります。

【サービス例】

24時間電話健康相談サービス

提供:ティーベック(株)

無料

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さまとご家族の方(*1)

経験豊かな医師や保健師、看護師などの相談スタッフが24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関や専門医の情報提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。

たとえばこんなときに

赤ちゃんが夜中に熱を出した。どうしよう...

ストレスがたまって、まいってしまっている。

夜中にやっている救急病院を教えてください。

家族の介護について聞きたい。

セカンドオピニオンサービス

提供:ティーベック(株)

無料

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

- 面談・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。
- 面談の結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合は、優秀専門臨床医をご紹介します。紹介状(診療情報提供書)も無料で発行できます。

たとえばこんなときに

手術しか治す方法はないと言われたが、他の治療法はないの...?

「健康第一 for ネオファースト生命」プレミアム

健康第一

ご利用対象:ご契約者さまとご家族の方(*2)

ご自身の健康状態をチェックし、ピッタリのプログラムを選択できます。

病気等で治療中の方は、医師とご相談のうえ、ご利用ください。

1 現在の健康状態をチェック

2 改善コースを選択

3 4つのタスクを毎日実行

4 抽選

※ご契約後のサービスはネオファースト生命の保険商品の保障の一部ではありません。ネオファースト生命が提携する各企業が提供するサービスです。
 ※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 ※ご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、お電話にてネオファースト生命のお客さまである旨をお伝えください。
 ※日本国内のご利用に限り。また、一部のサービスについては地域によってご利用いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 ※ご利用いただける期間は、ご契約いただいたネオファースト生命の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。
 ※ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、ネオファースト生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
 (*1)ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。
 (*2)ご家族の方は、ご契約者さまの家族情報登録が必要です(上限13人)。

サービス内容の詳細につきましてはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <http://neofirst.co.jp> **ネオファースト生命**

(登)B17N1139(2017.10.24)②

「入院費用前払いサービス」について

入院費用前払いサービス

【サービスの対象】

入院一時給付特約(引受基準緩和型)

入院治療予定であることを医療機関から告げられたら(入院診療計画書・病院に支払う入院保証金の領収書など入院予定の書類が発行されたら)入院前にご連絡ください。

ネオファースト生命 コンタクトセンター

0120-312-201

[受付時間] 9:00~19:00(土曜日は17:00まで) 日・祝日を除く

Webサイトアドレス <http://neofirst.co.jp>

サービスの利用に必要な書類は上記サイトよりダウンロードできます

入院に必要な諸費用

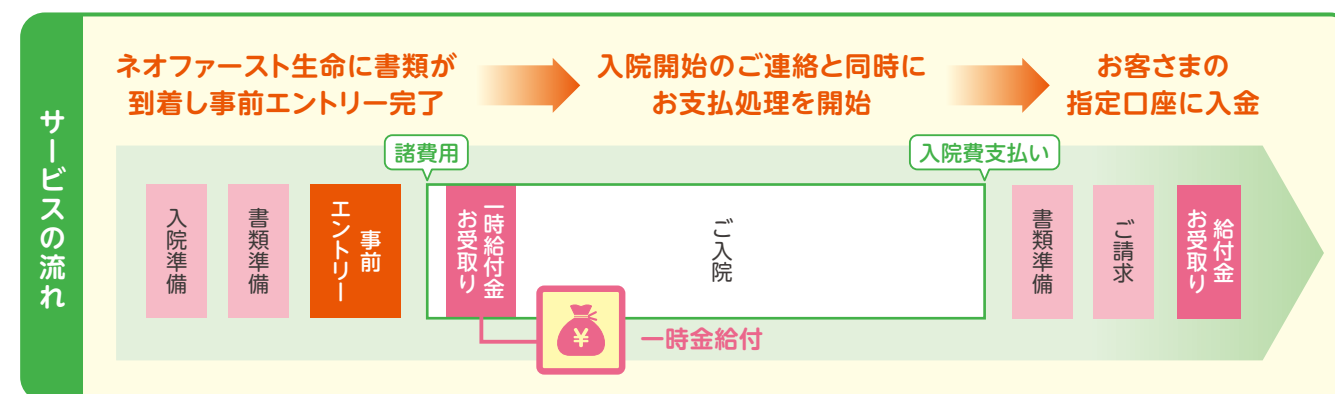
入院保証金

入院前後の通院費用

家族の交通費

身の回り品

食事代



ご注意:ご契約後2年以内の病気を原因とする入院ではないことや、過去6か月以内に入院したことがないこと等、一定の条件がございますので、サービスの詳細についてはコンタクトセンターにお問い合わせください。

「特定先進医療キャッシュレスサービス」について

特定の先進医療による療養(「重粒子線治療」または「陽子線治療」)をネオファースト生命所定の医療機関で受けられる場合に、先進医療給付金をネオファースト生命が医療機関に直接お支払いするサービスです(2018年1月現在のお取り扱いであり、将来的に変更・終了することもあります)。

- 治療開始前に先進医療給付金をご請求いただいた場合に、お支払いできるかをご請求いただいた方に事前にお知らせし、治療開始後に先進医療給付金をネオファースト生命が医療機関に直接お支払いします。
- ご利用に際しては、ネオファースト生命所定の要件を満たすことが必要ですので、必ず、治療開始前にネオファースト生命コンタクトセンターまでお問い合わせください。
- ご利用は任意となりますので、ご請求いただいた方に先進医療給付金をお支払いする方法もお選びいただけます。